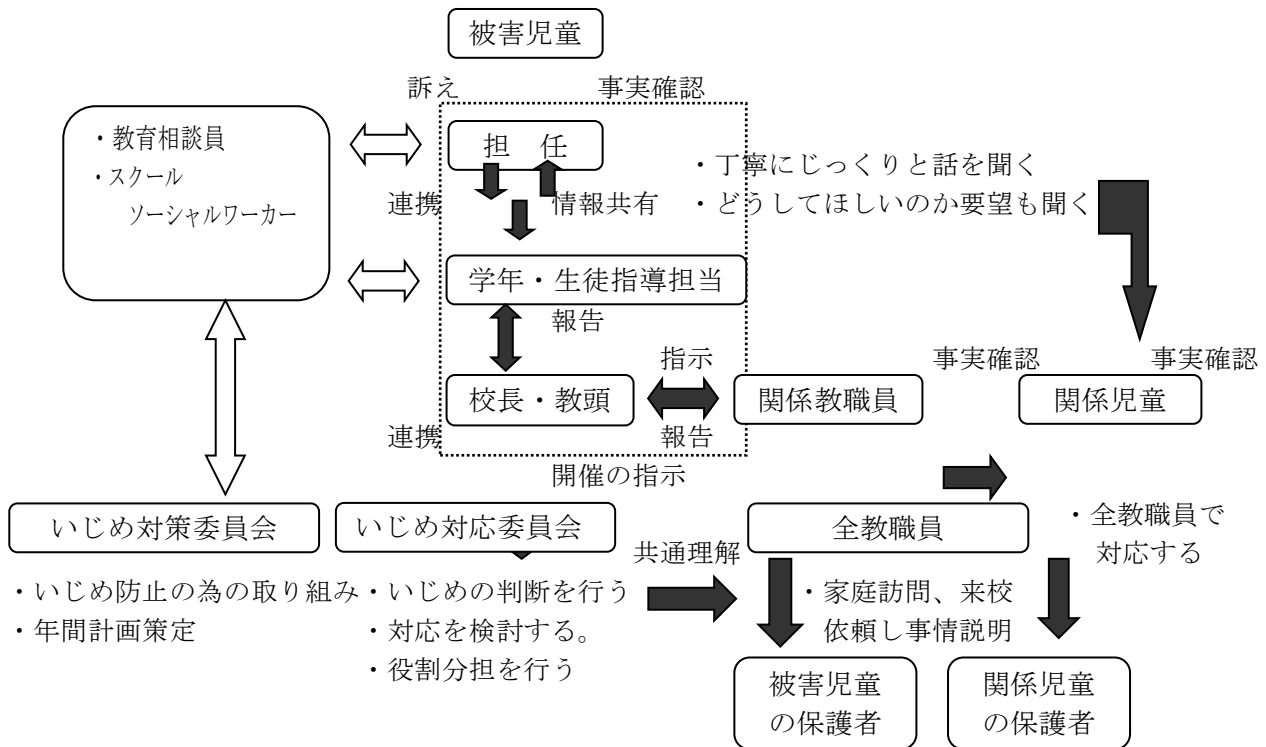


いじめ防止等に関する年間計画					
		学校	児童	保護者	地域・その他
4月	いじめ・不登校対策委員会(定例)	新旧担任引き継ぎ会	学級参観		PTA・学校評議員
5月		いじめ校内研修①	学級懇談		地域教育協議会
6月		学校生活アンケート	いじめ予防授業3回		
		いじめ校内研修②			
7月		学期末検証	学級懇談会		
8月		生徒指導に関わる全体会			
9月		運動会の取り組み	ネット・SNS安全教室		
10月		人権週間の取り組み			教育講演会
		学校生活アンケート			
11月		個人懇談			
12月		学期末検証			PTA・学校評議員
1月		学級参観	ネット・SNS安全教室		1日参観
	学校教育自己診断				
2月	学校生活アンケート		学級懇談会		
3月	生徒指導に関わる全体会 年度末検証			地域教育協議会 PTA・学校評議員	

【組織的な対応の流れ】



【留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)

「いじめ対応プログラムI」(平成19年6月参照)

○いじめを訴えてきた児童への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。

○いじめたと訴えられた関係児童への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行いながら全体像をつかむ。
- ・目撃した児童がいた場合、その児童からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

○いじめ・不登校対策委員会

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。
- ・教育相談員やスクールソーシャルワーカー等と連携し、緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」などについて相談・協議する。